

## 令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

政策評価に関する有識者会議 医療・衛生WG(第17回)	資料 2-1
令和7年2月12日	

(厚生労働省7(I-5-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	<b>新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標 I-5-1)</b> 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること	担当 部局名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室	作成責任者名	感染症対策課長 荒木 裕人 予防接種課長 前田 彰久 肝炎対策推進室長 安田 正人
施策の概要	以下の3つの施策を、各根拠法に基づき推進することで、公衆衛生の向上及び増進を図ることとしている。 ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を行い、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ②伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図る。(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ③肝炎の予防や早期発見の推進、肝炎医療の均てん化、肝炎研究の推進等の肝炎対策を総合的に推進する。(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))				
施策を取り巻く現状	新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開等による流入により一部の感染症では前年よりも報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構(JIHS)による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。  結核は、罹患率及び患者数ともに減少傾向にあり、令和5年の罹患率は8.1と、令和3年以降結核低まん延国の水準を維持している。しかしながら、令和4年と比較したときの登録患者数の減少率は大幅な縮小となっており、引き続き、今後の結核の発生動向を注視する必要がある。  「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)、「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成26年厚生労働省告示第122号)において、国は、都道府県を通じ、各市町村に対し、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるよう積極的に働きかける必要があるとされているが、令和4年度の接種率は93.9%となっている。  B型肝炎ウイルス患者はウイルスの排除ができないことから医療費助成対象者数が増加傾向にある。また、C型肝炎ウイルスの治療に係る受給者証の交付件数は、根治を目的とした治療薬の普及を背景に近年減少傾向にある。				
施策実現のための課題	1	新興・再興感染症等の様々な感染症に対し、感染症対策の充実・強化が喫緊の課題となっている。			
	2	感染症の発生及びまん延の予防のため、予防接種の実施等の必要な措置を講ずることが必要である。			
	3	肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあるため、関係者全てが肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等が安心して生活できる環境作りに取り組むことが必要となっている。			
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
	目標1 (課題1)	感染症の発生状況を把握するとともに、患者への医療提供体制の整備、感染症の発生予防措置の徹底を図る。	感染症の発生の予防・まん延の防止のためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制を整備し、感染症の発生予防措置を徹底して講じる必要があるため。		
	目標2 (課題2)	定期的予防接種の接種率を向上させ、また、高い接種率を維持する。	予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種法に基づき策定された、「予防接種に関する基本的な計画(平成26年3月28日 厚生労働省告示第121号)」において、定期的予防接種の接種率の向上を目標としているため。		
	目標3 (課題3)	肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させる。	課題の解決のため、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することを通して、達成を図るものとしたため。		

達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度ごとの実績値				
								令和3年度	令和4年度			令和5年度
① 第一種感染症指定医療機関を設置している都道府県数(感染症対策課調べ)(アウトプット)	42	平成27年度	47	令和7年度	47	47	47	47	47	47	第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を担当するものである。平成30年度に、全ての都道府県で第一種感染症指定医療機関の設置を達成したが、次の感染症危機に備え、引き続き感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を維持する必要があることから、当該数値を測定指標とした。  新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日閣議決定)において、新たな感染症が発生した場合は、感染症指定医療機関が中心となっており、新たな感染症が発生した場合は、感染症指定医療機関が中心となっており、次なる感染症危機における初動期に対応するためには、平時からの体制整備がされていることが最重要であることから、引き続き測定指標として設定する。  (感染症指定医療機関の指定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou15/02-02.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou15/02-02.html</a> ) (参考)平成27年度実績:42、平成28年度実績:44	平成11年3月19日付健医発第457号厚生省保健医療局長通知において、第1種指定医療機関の配置基準は「都道府県の区域ごとに1カ所 2床」と記載されている。 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月2日閣議決定)において、「新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となっており、その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。」と記載されている。
② 結核患者罹患率(結核登録者情報調査年報集計結果による)(アウトカム)	17.7	平成23年度	7.0以下	令和7年度	10.0以下	10.0以下	10.0以下	10.0以下	7.0以下	9.2	結核の新規登録患者数は年々減少しているものの、なお年間約1.01万人(令和5年)の結核患者が発生しており、引き続きの対策が必要とされている。平成28年11月に「結核に関する特定感染症予防指針」の改定を行い、令和5年の罹患率は8.1と、令和3年以降WHOが示している結核低まん延国の水準(人口10万対結核罹患率10.0以下)を維持しているが、引き続き水準を維持する必要があることから、当該目標を測定指標とした。  (2023年結核登録者情報調査年報集計結果 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095_00011.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000175095_00011.html</a> ) (参考)平成27年度実績:14.4、平成28年度実績:13.9	「2021年改定版ストップ結核ジャパンアクションプラン」(*)では、2025年までに罹患率を7とすること、2035年までに罹患率を2とすることを目指しており、同日目標とした。  (※)外務省、厚生労働省、JICA、公益財団法人結核予防会、ストップ結核パートナーシップ日本において、2021年8月18日策定
③ 人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量(アウトカム)	10.2(15.0)	令和2年(平成25年度)	8.67以下(8.85以下)	令和9年度	8.67以下(10.0以下)	8.67以下(10.0以下)	8.67以下(10.0以下)	8.67以下(10.0以下)	8.67以下(10.0以下)	9.8(10.2)	抗微生物薬の不適切な使用は、薬剤耐性(AMR)の拡大の要因の一つとされており、抑制される必要がある。令和5年に改定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2023-2027」において、それを評価する成果指標として、「2027年までに人口1,000人あたりの一日抗菌薬使用量を2020年の水準から15%減少させる」ことを掲げていることから、当該目標を測定指標とした。 (2013-2022 全国抗菌薬販売量サーベイランス URL: <a href="http://amrcrc.ncgm.go.jp/surveillance/020/20190902163931.html">http://amrcrc.ncgm.go.jp/surveillance/020/20190902163931.html</a> )  2020年の水準と比較するため、アウトカムを算出する際に用いるDDD: Defined Daily Doseを2020年に再設定した。 そのため、過去の実績値に変化が生じているため、()に以前の報告時と同じ2017年のDDDを設定したときの実績値を示している。	左記のとおり。
達成手段1(開始年度)		令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					行政事業レビューシート予算事業ID	
(1)	結核研究所補助(昭和14年度)	4.8億円 4.8億円	4.8億円		2	① 結核研究所補助金:結核研究所の人的費、結核研究所運営事業費(光熱水料、施設管理の業務委託等)及び研究費(結核対策のための研究(基礎、臨床、疫学等)・分析)等。 ② 政府開発援助結核研究所補助金:国際協力に関わる日本人の派遣専門家研修事業、現地で活動する結核国際移動セミナー事業等。 これらを実施することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。					002116	
(2)	ワクチン等対策事業(昭和24年度)	53.4億円 7.3億円	42.5億円		—	・保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、新型インフルエンザの発生に備えて、適切なワクチン株の選択・確保等を目的としたウイルスの抗原性の検討、新型インフルエンザワクチンの品質管理試験を行うために不可欠な標準品の作成等に取り組む事業。 ・感染症のリスク・脅威・脆弱性の分析、各感染症に対し必要な医薬品等の要件や備蓄方法等の評価、海外での感染症危機管理医薬品等の分析といった現状を分析調査し、専門家等の検討会において現状分析等の評価を行い、備えが必要と考えられる感染症危機管理医薬品等の確保を行う。					002126	
(3)	感染症発生動向等調査費(昭和37年度)	31.3億円 12.6億円	8.9億円		2	・感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 ・集団免疫の現状把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 ・動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 ・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする。 ・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。 ・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 ・必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。					002125	

(4)	感染症対策特別促進事業費 (昭和54年度)	6.3億円	3.8億円	2	結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助することにより、結核の罹患率の減少につながるものである。	002102
		4.4億円				
(5)	エイズ発生動向調査経費 (昭和59年度)	2.4百万円	2.4百万円	—	都道府県からのエイズ患者、HIV感染者の報告をとりまとめ状況を分析し、今後のエイズ、HIV感染の流行を阻止するための施策へ活用することで、エイズ対策を推進する。	002135
		2.3百万円				
(6)	エイズ予防対策事業委託費 (昭和63年度)	2.6億円	2.6億円	—	HIV感染者・エイズ患者の社会生活を支援し生活の質を高めることや、個別施策層である同性愛者や医療従事者等をはじめとして広く国民に対しエイズに関する正しい知識の普及等を行うことにより、エイズ対策を推進する。	002132
		2.6億円				
(7)	エイズ対策促進事業 (平成5年度)	5.5億円	4.8億円	—	・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき各都道府県等において、地域の実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するためのエイズ対策推進協議会等の設置及び各種事業に要する経費へ補助を行うことで、エイズ対策を推進する。 ・エイズ治療地方ブロック拠点病院に対して、ブロック内のエイズ治療拠点病院への情報提供、医療従事者に対する教育、治験の実施等に要する経費へ補助を行うことで、エイズ対策を推進する。 ・エイズ治療地方ブロック拠点病院の医療体制確保に必要な人員を充足させるのに要する経費へ補助を行うことで、エイズ対策を推進する。	002133
		5.5億円				
(8)	感染症指定医療機関運営費 (平成11年度)	7.8億円	8.9億円	1.2	感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対し補助を行うことにより、感染症指定医療機関の医療提供体制の維持に寄与し、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002109
		6.2億円				
(9)	特定感染症検査等事業費 (平成11年度)	188.7億円	134.8億円	—	「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患)に関する検査及び相談事業並びに、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)に関する検査及び相談事業、風しん抗体検査事業を行い、それに対して補助を行っている。	002103
		44.3億円				
(10)	保健所等におけるHIV検査・相談事業 (平成11年度)	3億円	2.9億円	—	保健所等において、無料・匿名でHIV抗体検査を実施するとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の整備、検査の必要性が高い対象者や当該対象者の多い地域に対する検査・相談支援の重点化等を行うことで、エイズ対策を推進する。	002104
		3億円				
(11)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業を除く) (①②平成11年度、③昭和56年度)	439.6億円	30.1億円	2	① 感染症予防事業費 都道府県等が感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講じる事業に要する経費の一部を負担することにより、公衆衛生上の向上及び増進を図ること。 ② 感染症患者入院医療費 都道府県等が負担した感染症患者(結核除く)の医療に要する経費の一部を負担することにより、感染症患者に対し良質かつ適切な医療提供を行うこと。 ③ 密入国検疫等事業費 密入国者検疫及び検疫港以外の港等において、保健所長が検疫措置を行うために必要な経費を負担すること。 上記①～③の事業を適正に行える体制を整備することで、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002105
		358.4億円				
(12)	感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) (平成11年度)	1,342.2億円	27.7億円	2	感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002106
		361.8億円				
(13)	検疫業務に必要な経費 (昭和26年度)	787.2億円	40.2億円	-	我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法に基づき、外国から来航した船舶等にて来航した者に対して診察、病原体の有無に関する検査などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留、消毒等の措置を講ずる。また、港湾・空港区域の衛生状態を把握するため港湾衛生調査を実施するとともに、必要な衛生措置を講ずる。	002130
		131.1億円				
(14)	エイズ対策費 (平成13年度)	5百万円	5百万円	—	・エイズ拠点病院を始めとする医療機関の医師や医療従事者に対し、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づくHIV感染の拡大抑制及び患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等に係る連絡会議を行うことで、エイズ対策を推進する。 ・「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づく施策の評価や今後のエイズ対策の検討等を実施することで、エイズ対策を推進する。	002134
		3.6百万円				
(15)	結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金 (平成19年度)	32.1億円	31.5億円	2	沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品費等について補助を行い、また感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者に対する医療に要する費用の一部を補助し、さらに感染症法第19条、20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担することにより、新たな結核の発生を予防し、及びそのまん延を防止することで、結核の罹患率の減少につながるものである。	002110
		23.8億円				
(16)	新型インフルエンザ等対策費 (平成20年度)	1,042.6億円	162.6億円	—	・最新の医学、疫学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を踏まえて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めている。 ・新型インフルエンザ発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパレンデミックワクチン原液(特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるよう一部製剤化)の備蓄等を進めている。	002112
		829.7億円				
(17)	感染症予防対策費 (平成20年度)	17.2億円	1.9億円	2	感染症予防に係る検討会、地方自治体職員等に対する研修や特定感染症予防指針に基づく予防対策等を検討する検討会等の実施、動物由来感染症対策として地方自治体の担当者を対象とした研修会や地域対策推進会議の実施、新型インフルエンザ対策として国民が適切な医療を受けられる体制を整備するため、医療従事者に対する必要な情報の共有や医療従事者や検査機関などの関係機関の職員へ研修を実施するものであり、感染症の患者が発生した際に、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能となり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002117
		5.5億円				

(18)	感染症危機管理費 (平成20年度)	13.6億円 5億円	4.7億円	2	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、感染症に関する相談窓口の設置、病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002120
(19)	病原体等管理体制整備事業 (平成19年度)	14.3百万円 6百万円	14.3百万円	-	以下により、生物テロを含む人為的な感染症の発生及びまん延を防止する対策の強化を図る。 ・ 一種病原体等指定業務、二種病原体等許可申請業務、三種病原体等届出業務 ・ 特定病原体等取扱施設に対する定期的な立入検査業務及び特別な立入検査業務 ・ 特定病原体等の盗取等又は感染事故等に対する対応 ・ 運搬業者を対象とした、病原体等管理についての知識を有する者を養成するための講習会の開催	002124
(20)	HTLV-1対策推進費 (平成24年度)	9.7百万円 8.4百万円	9.7百万円	-	「HTLV-1総合対策」に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、HTLV-1対策推進協議会を開催するための経費。	002129
(21)	麻しん・風しん排除対策推進費 (平成27年度)	5.4百万円 0.3百万円	5.4百万円	-	自治体に対する風しん対策の技術支援や予防の普及啓発、風しん発症地域における風しんの発生経路等の調査・分析を行うことで、風しん排除及び風しん予防接種の接種率向上につながるものである。平成28年度から当対策推進費と麻しん排除対策推進費を統合。麻しんについては、引き続き排除状態を維持することを目標としている。	002131
(22)	AMR対策推進費 (平成29年度)	15.6億円 8.6億円	17.1億円	3	令和5年4月に新たに取りまとめられた薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)に基づき、薬剤耐性に関する各種施策を推進することにより、薬剤耐性感染症の発生・蔓延を防止することを目的とする。	002136
(23)	結核対策推進費 (令和2年度)	1億円 1億円	3億円	2	近年、結核の罹患率の高い国の出生者が日本滞在中に結核を発症する事例が増加している状況を踏まえ、入国前に結核健診を受診し、結核を発症していないことの確認を求める入国前スクリーニングを導入することとしている。 入国前の結核健診は、日本政府が選定した各スクリーニング対象国の医療機関で実施することから、その質を維持していくために、各健診医療機関において健診の精度管理を行うものである。 (1)健診医療機関調査事業 入国前結核スクリーニングとして結核健診を実施する医療機関として選定した各国の健診医療機関に対して、現地査察を行い直接的評価を行う。 (2)データ解析・評価等事業 各健診医療機関から提出される健診データ及び年次報告書について、データ解析及び評価を行う。	002139
(24)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等事業 (令和2年度)	10,452.3億円 7,485億円	398億円	-	・ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。 ・ インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制を確保するために支援をおこなうことで感染症対策の強化を図ることを目的とする。	002140
(25)	ワクチン生産体制等緊急整備基金 (令和2年度)	- -	-	-	・ ワクチン生産体制等緊急整備基金:ワクチンの生産体制を整備し、新型コロナウイルス等の感染症の予期せぬ発生・流行時に必要なワクチンをより迅速に製造できる体制を確保する。 ・ 新型コロナワクチンの購入等:新型コロナワクチンを国において購入し、保管をする。併せて、保管しているワクチンを、各医療機関に配送する。 ・ 新型コロナ治療薬の購入:新型コロナ治療薬を国において購入し、必要な患者が治療を受けられるよう、医療機関等に配送する。	1605
(26)	ワクチン接種体制確保事業 (令和2年度)	5,658.7億円 4,482.6億円	602.8億円	-	・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備・接種の実施:新型コロナウイルスワクチンについて、自治体や国における接種体制の構築及び自治体における接種の実施に要する経費を補助する。 ・ 自治体においてワクチン接種に要する経費について負担金により措置を行う。 ・ 新型コロナワクチンの特例臨時接種が2023年度末(令和6年3月31日まで)で終了したことに伴い、新型コロナワクチン接種用に確保した冷凍庫、シリンジ(注射器)・注射針、保冷バッグの譲与、廃棄等を行う。	002145
(27)	ワクチン接種円滑化標準システム開発運用事業 (令和2年度)	42.9億円 39.4億円	38.0億円	-	ワクチンの供給量に応じた効率的なワクチン等の配布、ワクチン接種を実施する医療機関等の調整など、国民(希望者)が混乱なく接種予約できる体制を構築し、多くの方への接種を円滑に実施するため構築したワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の改修や運用を行う。	-
(28)	新興・再興感染症臨床研究ネットワーク事業 (令和2年度)	48.4億円 28.3億円	47.1億円	-	新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後、新たに発生する新興・再興感染症に対し、科学的根拠に基づく対策を実施するため、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重症度や感染力等を評価するなど、感染症対策や診療に資する情報を把握するとともに、集積されたデータを用いて、企業等が検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発に資するための基盤を整備する。また、その取組と連動し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関ネットワークを構築し、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築する。	002070
(29)	新型インフルエンザ等対策事業費負担金 (令和3年度)	45百万円 -	45百万円	-	新型インフルエンザ等対策特別措置法第69条に基づき、都道府県等が支弁する予防接種費、予防接種健康被害救済給付費、臨時の医療施設における医療の提供に係る経費、埋葬及び火葬費、損失補償費、実費弁償費、損害補償額の一部を国庫負担する。	003024
(30)	次の感染症を見据えた感染症対策強化事業費 (令和4年度)	2億円 1.1億円	2.6億円	-	・ 専門人材の育成のための研修の実施、人材の管理、国内の医療機関等からの感染管理等に関する相談の受け付け及び情報収集活動等の各種サポート等を行うことにより、感染症に関するインテリジェンスの情報集約体制の強化を行う。 ・ 国内外の感染症情報の集約・分析・提供を行う中核となる「感染症インテリジェンスハブ」を設置し、国内の感染症対策の政策立案に活かすとともに、行政・医療機関・国民等に早期に情報提供し、効果的なリスクコミュニケーションにつなげる。	003070
(31)	感染症危機管理リーダーシップ人材の育成・確保	61百万円 -	1.6億円	-	感染症危機に対応できる高度な専門性を有する人材を平時から育成し、有事において迅速に動員できるように人材育成を推進する。	007724
(32)	病原体検査体制訓練事業	- -	1.5億円	-	新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、病原体検査の実施方法の全国展開をより迅速に行うため、新たな感染症の流行に備えた訓練等を実施する。	007004

(33)	国立健康危機管理研究機構運営費交付金 (令和7年度)	-	-	-	世界の感染症対策を牽引する「感染症総合サイエンスセンター」を目指すとともに、これらを担う専門人材の育成等を行う。	020280
(34)	国立健康危機管理研究機構施設周辺安全対策等事業費補助金 (令和7年度)	-	-	-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により厳格な管理が求められている特定一種病原体等を取り扱う国立健康危機管理研究機構施設の周辺地域における安全対策施設等の整備を行うことにより、同施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応の更なる強化を図る。	関連002964

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
④ 予防接種の接種率(麻しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.5%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしていることから、当該目標を測定指標とした。  (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html) (参考)平成27年度実績:第1期96.2%/第2期92.9%、平成28年度実績:第1期97.2%/第2期93.1%、平成29年度実績:第1期96.0%/第2期93.4%	世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。
⑤ 予防接種の接種率(風しん) (予防接種課調べ) (アウトプット)	94.8%	平成19年度	95%以上	毎年度	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にされており、29年度以降の目標を95%以上とした。  (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html) (参考)平成27年度実績:第1期96.2%/第2期92.9%、平成28年度実績:第1期97.2%/第2期93.1%、平成29年度実績:第1期96.0%/第2期93.4%	風しんの予防接種は、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ目標にしているほか、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にしている。

達成手段2		令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID
		執行額	執行額				
(35)	予防接種事故救済給付費 (昭和46年度)	11.9億円	12.3億円		-	予防接種法第15条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。	002108
(36)	予防接種対策費 (昭和52年度)	12億円	17.1億円		4.5	① 予防接種事故発生調査費: 予防接種による健康被害発生時に、市区町村で事故調査委員会を設置し、被害発生に関する実態調査を検証するもの。 ② 予防接種センター機能推進事業費: 予防接種の専門医を配置した医療機関の接種体制を充実させることにより、接種体制の整備を図るもの。 ③ ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費: ポリオワクチンによる2次感染者(間接触感染者)の健康被害を救済するもの。 ④ 新型コロナウイルスワクチン接種後副反応相談体制整備事業: 新型コロナウイルスワクチン接種後に副反応を疑う症状がある者が、専門的な医療機関を受診できるよう、都道府県が専門的な医療機関と連携し、副反応を疑う症状について診療体制を維持・構築する事業に関する経費。 ⑤ マイナンバー情報連携体制整備事業: 現在、各自治体で保管されている予防接種情報のうち、マイナンバー連携に係るデータ標準レイアウトの改正に伴い、新たにマイナンバー連携が可能となった予防接種情報について連携が必要となる、市区町村のシステム改修に必要な経費。	002107
(37)	予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 (昭和52年度)	1.1億円	1.1億円		-	予防接種による健康被害者の保健福祉の向上を図るため、健康被害者及びその保護者に対して必要な保健福祉に関する相談指導、相談指導を行う者及び介護家族等を対象とした研修等を行う。また、より安全な予防接種の実施を図るため、予防接種に関する適切な情報を提供する等正しい知識の普及啓発を行う。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により予防接種を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によりワクチン接種と健康被害の因果関係が認められた者のための健康管理支援を行うもの。	002111
(38)	予防接種対策推進費 (昭和58年度)	7百万円	7百万円		4.5	予防接種に係る訴訟事務を行うとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。	002118
(39)	予防接種従事者研修事業費 (平成6年度)	6百万円	6百万円		4.5	自治体等において、予防接種に従事する医師、保健師等を対象に予防接種における専門家等や行政の担当者から最新の知識や情報を伝達することを目的とした研修を実施することにより、予防接種率の向上につながるものである。	002119

(40)	予防接種後副反応報告制度事業費 (平成6年度)	136百万円	105百万円	4.5	①予防接種副反応報告整理・調査事業費(平成25年度からの事業) 予防接種後の副反応報告を法定化し、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うとともに、個々の副反応の評価を実施することとしており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で副反応情報の整理・調査を実施する。 ②予防接種副反応報告システム導入・運用経費(平成25年度からの事業) 予防接種副反応報告整理・調査を実施するためのシステム導入・運用経費。 ③予防接種後副反応・健康状況調査事業費 予防接種後の副反応の発生状況を正確に把握し今後の適切な予防接種行政の遂行に資するため、予防接種後副反応に関する健康状況調査を実施し、その集計結果を市町村及び医療機関等に提供することにより、より安全な予防接種の実施を図り、予防接種率の向上につながるものである。	002121
		136百万円				
(41)	新型コロナウイルス予防接種事故救済 給付費 (平成22年度)	77百万円	77百万円	-	新型コロナウイルスに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。	002127
(42)	予防接種の有効性・安全性の効果測定 に関するデータ収集等経費 (平成30年度)	27百万円	25百万円	4.5	ワクチンの有効性・安全性に関するデータ収集及び予防接種施策の評価・検討を行うため、予防接種法に基づく定期の予防接種等のワクチンについて、予防接種歴と診療情報の紐付けとデータ集計を実施する。	002137
		26百万円				
(43)	新型コロナウイルス予防接種健康被害 負担金 (令和3年度)	434.5億円	478.5億円	-	特例臨時接種期間中に新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。	003026
		140.2億円				
(44)	予防接種事務デジタル化等事業 (令和4年度)	5,633百万円	115億円	-	予防接種のデジタル化の実現に向け、予診票・接種券のデジタル化、マイナンバーカードを利用した接種対象者の確認や費用支払い等の効率化に向けた予防接種事務デジタル化等関係システムの構築に係る要件定義、開発・改修などを行う。	019915
		430百万円				
(45)	予防接種業務体制強化 (令和4年度)	40百万円	5.5億円	-	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の健康被害救済申請について迅速な審査を行うため、必要な非常勤職員の確保及び委託による審査会の運営支援を行う。	003075
		34百万円				
(46)	HPVワクチン相談支援事業 (令和4年度)	2億円	1.1億円	-	HPVワクチン接種者等について、HPVワクチン接種や、接種後の症状等についての相談・診療体制を充実させるべく、研修等を通じて、ブロック内医療機関のみならず、厚生労働省や協力医療機関でない医療機関との連携も構築するとともに、HPVワクチンの接種や接種後に体調の変化が生じた方に関する情報共有や、相談に適宜応じることで、対応の質の向上を図る。	003072
		2億円				
(47)	ワクチンの安全性実態把握及び予防 接種の総合的推進等に関する調査研究 事業 (令和5年度)	755百万円	23.7億円	-	予防接種施策の適正な実施に必要なワクチンの安全性等に関する実態把握、予防接種の総合的な推進、予防接種に関する情報の効果的な還元に関する調査研究を実施する。	007725
		-				
(48)	HPVワクチン等に係る普及啓発事業 (令和5年度)	31百万円	31百万円	-	自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種者等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資料を作成する。	005521
		18百万円				

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
⑥ 都道府県における肝炎対策に関する 数値目標を含んだ計画等の策定数 (肝炎対策推進室調べ) (アウトプット)	31	平成27年度	47	毎年度	47	47	47	47	47	平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、国は、都道府県に対して、肝炎対策にかかる計画、目標の設定を図るよう促しており、その中で、具体的な指標等を設定することを求めているため。  (参考)平成27年度実績:31件、平成28年度実績:35件	左記のとおり。
					44	44	集計中 (令和7年 3月頃)				
⑦ 肝炎医療費の助成者総数 (アウトカム)	605,375	令和5年度	605,375	毎年度	557,519	575,926	591,590	605,375	605,375	ウイルス性肝炎は治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことができることから、毎年度の肝炎医療費助成対象者数調から算出される当該数値の増加を測定指標とした。 (肝炎医療費助成対象者数調査票 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/kangan/iryohijyosei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/kanen/kangan/iryohijyosei.html</a> ) (参考)令和5年度実績:605,375人)	左記のとおり。
					575,926	591,590	605,375				
(参考指標)					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
8	肝炎医療コーディネーターを設置している都道府県(肝炎対策推進室調べ)				47	47	集計中 (令和7年 3月頃)			平成28年度に改定された肝炎対策基本指針において、「地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。」と定めたところであり、平成29年4月に発出した肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等に係る通知に基づき、都道府県が要綱を定め育成を進めることとしている。  (参考)平成27年度実績:34都道府県、平成28年度実績:37都道府県	

達成手段3		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(49)	特定感染症検査等事業費(ウイルス性 肝炎患者等の重症化予防推進事業) (平成14年度)	20.0億円 10.4億円	20.0億円		6	保健所等で行う肝炎ウイルス検査事業、肝炎ウイルスに関する相談事業及び陽性者への受診勧奨(フォローアップ事業)に対して補助を行うことで、感染の早期発見及び重症化を防止を図り、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。	002115		
(50)	肝炎患者等支援対策事業費 (平成18年度)	3億円 3億円	3億円		6	都道府県等において肝炎患者等への支援がなされるよう事業(肝疾患連携拠点病院への助成含む)が行われることにより、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。	002113		
(51)	肝炎総合対策費等 (平成18年度)	3.4億円 3.3億円	4.0億円		6	肝炎に係る啓発(肝炎総合対策推進国民運動事業)及び肝炎情報センターへの支援等を通して国民や肝炎患者等へ情報提供等を図ることで、肝炎検査や治療の必要性が認識され自ら対応を行うことにより、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。	002123		
(52)	肝炎治療特別促進事業費 (平成20年度)	72.0億円 34.1億円	70億円		6	都道府県で行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療又は核酸アナログ製剤治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対する医療費助成に対して補助を行うことにより、早期治療を促進し、肝硬変・肝がんへの重症化予防や二次感染予防が図られ、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。	002114		
(53)	肝炎研究基盤整備事業 (平成21年度)	28百万円 27百万円	28百万円		6	国立感染症研究所において、肝疾患に関する研究の方向性の調整、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成を行うことで研究基盤の整備を図ることで、肝炎研究の進展がなされ、結果として慢性肝炎患者から肝硬変又は肝がんへの移行者を減らし、肝がんのり患率をできるだけ減少させるものと見込んでいる。	002122		
(54)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付 金等支給業務費交付金 (平成23年度)	1,179.1億円 1,179.1億円	1,388.9億 円		-	本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるために資金を交付することにより、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。	002128		
(55)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 (平成30年度)	14.0億円 4.0億円	13.6億円		6	肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成などに取り組むことで、肝がん・重度肝硬変の治療と研究が促進される。	002138		
施策の予算額(千円)		令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和8年度
		2,202,018,322			252,319,936				
施策の執行額(千円)		1,524,736,089							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明				2022年2月25日		目下の課題は新型コロナウイルス感染症の対策です。国民の皆様の命と健康を守るため、引き続き最優先で対応してまいります。	